

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- ② 本校は、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- ③ 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で組織的に取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

（1）「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる教育

- ① ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。
- ② 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、ボランティア活動への参加や発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。
- ③ 体験活動・ボランティア活動・部活動の推進
集団宿泊体験や職場体験、学校行事、ボランティア活動を通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設けたり、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られるような機会を設けたりする。さらに部活動を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。
- ④ 道徳教育の推進
生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせる。また、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

⑤ 認め合う教育

発達障害等のある生徒がいじめを受けないように、通級指導を受ける生徒や特別支援学級の生徒の表情、言動に目を配り、様々な機会を通して考えを共有しながら、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの未然防止、早期発見、対処等のための取り組みに係る項目を学校評価や振り返りアンケートに位置づけ、いじめ防止のための取り組みの改善に努める。

○評価項目

(教職員)・UD化を意識して、わかりやすい授業をしている。

- ・居心地のよい学級づくりができています。
- ・情報モラルに関する指導を行っている。
- ・生徒が主体となる部活動となるよう指導を行っている。
- ・PTA活動、相談活動、教員からの連絡、訪問等で家庭との連携が深まる努力をしている。
- ・いじめの早期発見、早期解決に努めることができた。
- ・いじめ防止と事後処理について、組織的な対応ができています。
- ・問題行動について、その場での指導とともに、小さな事案でも連絡、相談、報告に努めている。

(生徒)・居心地がよいクラスになっている。

- ・保護者と学校のことで話をすることがある。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

(保護者)・お子様は授業がわかりやすいと言っている。

- ・お子様の学校生活は充実している。
- ・お子様がパソコンやスマホ等で、トラブルに巻き込まれないよう手立てを講じている。
- ・お子様と学校のことで話をしている。
- ・学校は、PTA活動、相談活動、教員からの連絡、訪問等で家庭との連携が深まる努力をしている。

(3) いじめの未然防止

① 授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努める。

② いじめの起きない学校・学級づくり

規範意識の確立を通して、生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えることに努め、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、過度の競争意識や勉強・友人等によるストレスに適切に対処できるよう支援をする。また、学級活動において、ポジティブ教育（ピアサポートやレジリエンス教育）に取り組み、生徒が自分の気持ちを相手に伝えたり、前向きに逆境に立ち向かったりできるための教育に努めるなど、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

③ 生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動、部活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。

④ 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

- ⑤ インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。（令和6年生徒総会にて、SNS等についての「生徒会スマートルール」を発表）
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒への支援
以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ⑦ SOS の出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、身近に信頼できる大人に SOS を出すこと（援助希求行動）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

- ① 積極的ないじめの認知
生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努める。
- ② 自己チェックの活用
生活（あゆみ）ノートを利用し、生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- ③ アンケートの実施
学期に1回、タブレット端末を活用したいじめの実態調査を行い、いじめ等の早期発見に努める。
- ④ 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を行い、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。
- ⑤ 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にする。また、地域の住民や関係団体との連携を進め、いじめ等の早期発見に努める。

（５）いじめの事案対処

- ① 速やかに「いじめ対応サポート班」を立ち上げ対応し、「いじめ対策委員会」に報告する。
特定の教職員で抱え込まず、情報を共有し「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。
- ② 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、双方の保護者に連絡し適切な指導を行う。特に、SNSによるトラブルの場合は、契約者からも事情を聞くようにする。
- ③ 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。
特に、警察に配置されるスクールサポーターと、日常的な情報共有・相談体制を構築し、連携を強化する。

（６）いじめの解消

いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。また、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒本

人や保護者に対し、面談で確認をする。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の実施
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、学年生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

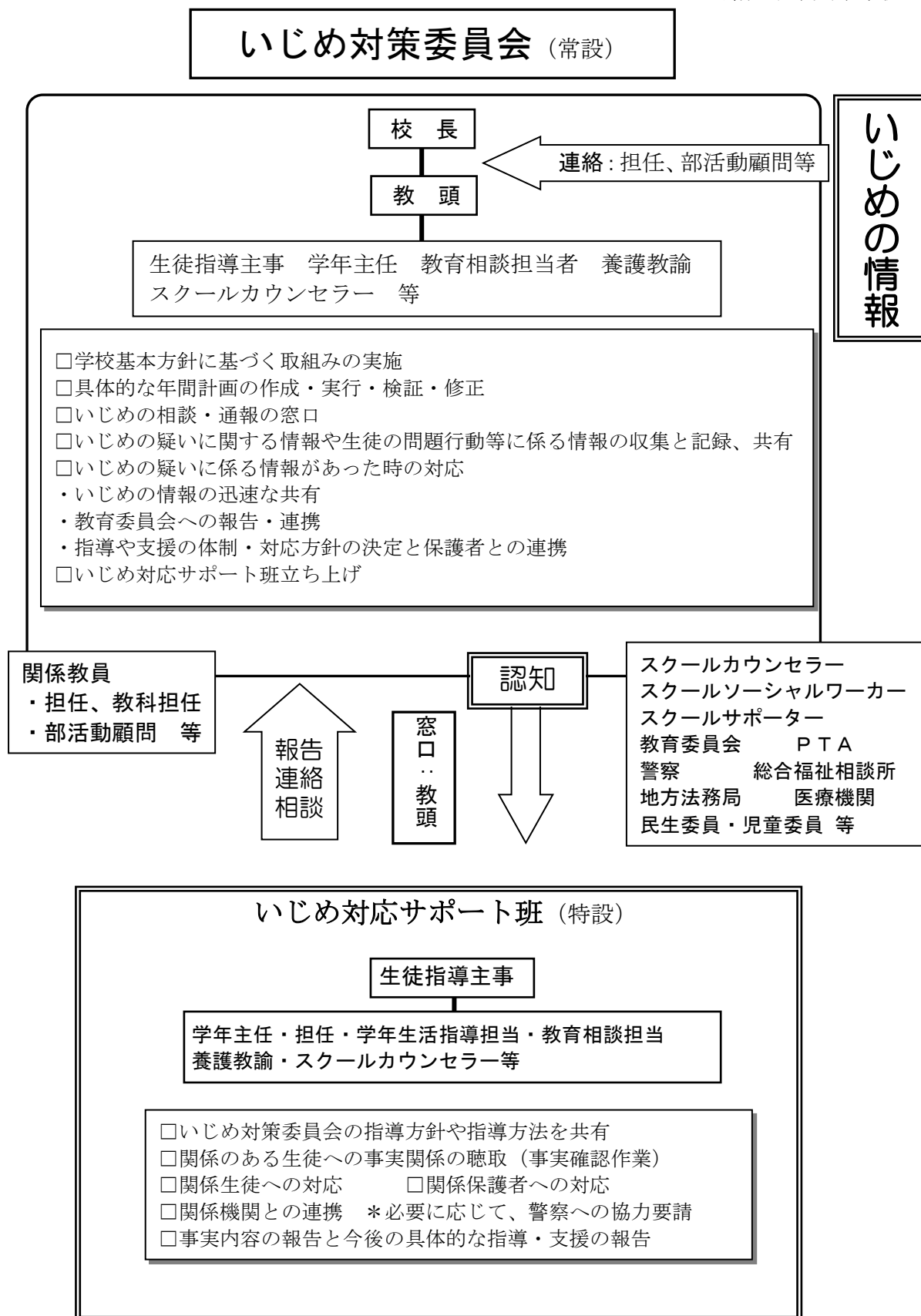
- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や総合福祉相談所などとの連携

(3) 弁護士を活用したいじめ予防授業の実施

6月下旬もしくは7月上旬に、福井弁護士会による「いじめ予防授業」を、1，2年対象に実施予定。

(4) 組織図

鯖江市中央中学校



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

鯖江市中央中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		インターネット 通信の利用ガイド 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
		生徒総会 自主的な活動		
		PTA総会 学年懇談会 家庭との連携		
		道徳 思いやり・感謝		道徳 思いやり・感謝
5月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 いじめ対策委員会 新学年・新学級での生活状況 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		道徳 公正・公平・社会正義	道徳 生命の尊さ	道徳 思いやり・感謝
	家庭・地域・学校協議会 状況報告 意見交換	校外学習 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	校外学習 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	修学旅行 計画づくり 役割の自覚 集団の協力
6月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		地区体育大会 ボランティア活動		
	指導主事訪問	合唱コンクール 絆づくり		
		授業研究会	授業研究会	授業研究会
		道徳 生命の尊さ	道徳 友情・信頼	
	弁護士を活用した いじめ防止授業	いじめアンケート タブレット端末を活用して実施		

〔7～9月〕

鯖江市中央中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		個別面談 1 学期を振り返って		
		文化祭・体育祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画		
		ひまわり教室 ・休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等		
8 月	いじめ対策委員会 長期休業中の生活状況	保育ボランティア		
9 月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		体育大会 文化祭 絆づくり		
	家庭・地域・学校協議会 状況報告 意見交換	道徳 友情・信頼	道徳 自主・自立・ 自由と責任	道徳 友情・信頼
				道徳 公正・公平・ 社会正義

〔10～12月〕

鯖江市中央中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
			職場体験学習	
		道徳 公正・公平・ 社会正義	道徳 生命の尊さ	道徳 友情・信頼
		道徳 生命の尊さ	道徳 思いやり・ 感謝	
		遠足		遠足
11月	指導主事訪問 いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		授業研究会	授業研究会	授業研究会
		道徳 公正・公平・ 社会正義	道徳 友情・信頼	道徳 思いやり・ 感謝
		いじめアンケート タブレット端末を活用して実施		
12月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握 2学期の生活状況	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		道徳 思いやり・ 感謝	道徳 相互理解・ 寛容	道徳 相互理解・ 寛容
		個別面談 2学期を振り返って		

〔1～3月〕

鯖江市中央中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1 月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握 長期休業中の生活状況	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		道徳 友情・信頼	道徳 相互理解・寛容	道徳 公正・公平・社会正義
2 月	家庭・地域・学校協議会 いじめ対策委員会 定期的に状況把握	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		個別面談 新学年に向けて		
			道徳 友情・信頼	道徳 生命の尊さ
		いじめアンケート タブレット端末を活用して実施		
3 月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 ・学校評価での確認	いじめの自己チェック 生活（あゆみ）ノートで報告		
		卒業式 自己を見つめ、これからを考える		